

西白河地方発熱外来のお知らせ

西白河地方市町村会・白河医師会・白河厚生総合病院の3者協定に基づき
感染拡大による医療崩壊を防ぐため、5月22日（金）から発熱外来の診療
が開始されました。

① どんな人が受診できますか？

① 15歳以上（中学生を除く）で、白河市、または西白河郡に在住・通勤・通学している方が対象です。
気になる症状がある場合はまず、かかりつけ医もしくは「帰国者・接触者相談センター」
(☎0120-567-747)へ連絡してください。

対象者のうち、発熱などの症状があり、「帰国者・接触者相談センター」へ相談した結果、感染の可能性が低い方が受診できます。

② 受診するための手続きを教えてください。

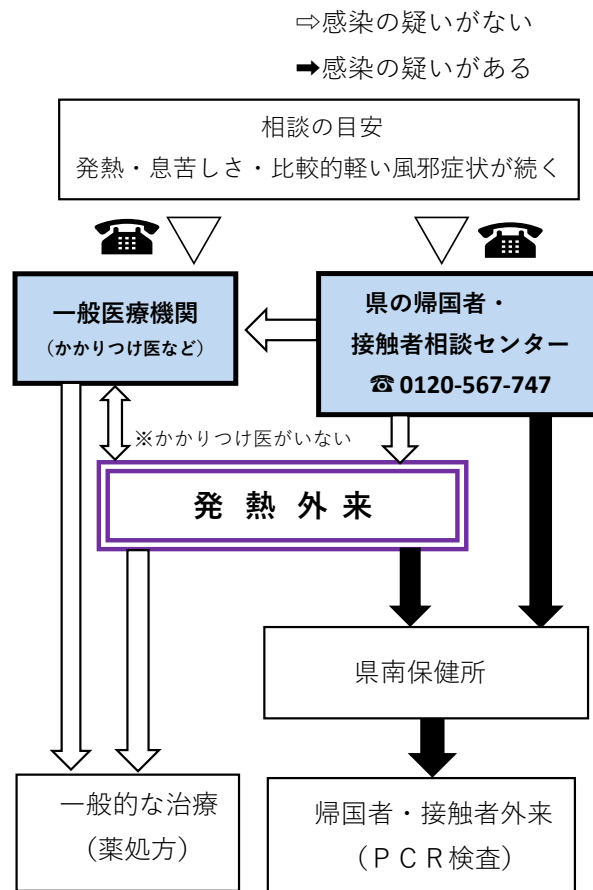
① 完全予約制です。通常の保険診療となりますので、自己負担がかかります。

※ 発熱外来では、PCR検査は行いません。

【各市町村お問合せ先】

- ・白河市健康増進課 ☎ 27-2112
- ・西郷村健康推進課 ☎ 25-1115
- ・泉崎村住民福祉課 ☎ 54-1335
- ・中島村保健福祉課 ☎ 52-2174
- ・矢吹町保健福祉課 ☎ 44-2300

《発熱外来受診の流れ》



《 西白河地方発熱外来 》

場 所：白河厚生総合病院地内（北側駐車場から入り地下通用口手前）

診 療 日：毎週月曜日から金曜日 祝祭日、休日を除く

診 療 時 間：午後1時～3時まで ※完全予約制となります。

◇◇◇ 予約受付時間 午前9時～12時まで ◇◇◇